

クラブの定款と細則

クラブの定款と細則には、クラブを運営していくための大切な規則や、クラブの会員であり続けるための決まり事が書かれていますから、是非一度読み返してみてください。

例えば、クラブの例会に欠席する場合、その例会の前後 2 週間以内に他のクラブの例会か、決められた会合などに出席して欠席をメイクアップしなければならない、ということも ロータリークラブ定款 に書かれています。例会時間の 60% 以上の時間、例会に出席していなければ、出席と認められないこともそこに書かれています。

例会を何曜日の何時から開催するということや、入会金と年会費の額については、ロータリークラブ細則 にあります。このように、入会したときに先輩会員から教えられたことの多くが、定款と細則に定められているのです。

では、各クラブの定款と細則は、いつ、どこで決まるのでしょうか。

ロータリークラブ定款

すべてのロータリークラブが「標準ロータリークラブ定款」に従って組織されています。1922 年に米国ロサンゼルスで開催された RI 国際大会において、全クラブが「標準定款」を採択することが決定しました。クラブの名称と所在地域を除く事柄のすべてが、規定審議会で改定されます。規定審議会は、国際ロータリーの立法機関で、3 年に 1 回開催され、各地区から 1 人の代表委員が参加して、提出された立法案について審議します。採択された立法案に沿って、標準ロータリークラブ定款が改定されますが、同時に各クラブの定款も変更されるのです。

立法案は、クラブからも提出できますが、クラブの場合は、地区大会の承認を受けなければなりません。

ロータリークラブ細則

一方、ロータリークラブ細則は、定足数（クラブ会員の 3 分の 1）の出席する例会で、出席会員の 3 分の 2 の賛成によって改正することができます。なお、この改定案は、審議する例会の 10 日前までに会員に届けられていなければなりません。

また、その改正は RI 定款、RI 細則、標準ロータリークラブ定款と合致した内容のもので、条項追加をしてはいけません。3 年に 1 度開催される規定審議会では、それらが改正されるのに合わせて、クラブで見直す必要があります。

ロータリークラブ細則は、採決の方法、委員会の任務、財務、決議、議事の順序などクラブ定款で取り上げていない分野を含むことから、クラブの実情に合わせて、改正することは一向に差し支えありません。むしろ、定期的な見直しこそ推奨されていることをご承知置き下さい。

さて、ロータリーで最初の定款ができたのは、いつかと言えば、世界で初めてのシカゴロータリークラブができた 1905 年 2 月 23 日の 1 年後の 1906 年 1 月でしたので、創立して 1 年たたない頃にロータリークラブ定款がつけられたこととなります。

複数の人が集まる組織をスムーズに運営していくためには、なんらかの決まりが必要になります。クラブ定款と細則は、クラブを運営するために欠かせないものです。文章が堅苦しいとか、文字が小さくて読みづらいなどと言わず、常に確認をするようにしてください。

福島ロータリークラブの定款・細則は、年次計画書の 115 頁から 126 頁に掲載されています。

(文責 丹治正博)